

第5次経営改善計画（延長追加版）

（令和8年度～令和9年度）

公益社団法人千葉市シルバー人材センター

I 経営改善計画について

1 第5次経営改善計画（延長追加版）策定の趣旨

第5次経営改善計画は、千葉市シルバー人材センター（以下「当センター」という。）が令和5年4月に策定した「第4次基本計画」（計画期間：令和5年度～令和7年度。以下「現基本計画」という。）と一体として推進することとしています。

令和6年11月に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）が施行されました。フリーランス法では、発注者に課される責務等を明確にしつつ、個人が事業者として受託した業務に安心して、安定的に従事することができる環境を整備することを目的としています。

シルバー会員（以下「会員」という。）もフリーランス法の適用を受けることとなるため、シルバー人材センター（以下「センター」という。）における会員へ業務委託について、センターはこれまでと同様のサービスを提供しつつ、発注者がセンターの会員と直接業務委託契約を締結し、こうした契約に基づいて会員が業務に従事することとなるよう契約方法の見直しを行う方針が厚生労働省から全国のセンターに対して示されました。

当センターにおきましても、この方針に従い、令和8年4月から契約方法を見直すこととし、令和7年3月21日開催の令和6年度第12回理事会において、「第4次基本計画について、契約方法の見直し（包括的契約）への注力ならびに移行後の円滑な業務遂行を図るため、2年間延長（令和9(2027)年度末まで）する」ことの承認を得た上で、令和8年1月30日開催の令和7年度第10回理事会において、令和8年4月1日を施行日とする契約方法の見直し（包括的契約）に必要な規約等の整備について議決を得ました。

そして、令和8年3月19日開催の令和7年度第12回理事会において、第4次基本計画（延長追加版）の策定について議決を得ましたので、これに併せて、令和9年度まで計画期間を延長した第5次経営改善計画（延長追加版）についても、同日の理事会で議決を得て策定したものです。

2 第5次経営改善計画（延長追加版）策定の考え方

第4次基本計画（延長追加版）は、第4次基本計画を2年間延長し、延長期間中の重要業績評価指標（KPI）の年度目標値及び早急に取り組むべき施策等を第4次基本計画（延長追加版）として策定したものであり、第4次基本計画に追加し、一体として取り組みを推進するものとしています。

第4次基本計画（延長追加版）の策定にあたり、現基本計画との連続性を持たせるための考え方等は次の通りです。

- ① 現基本計画の「計画の基本的考え方」及び「基本方針」、「基本方針実現のための取り組み（施策の展開）」等の現基本計画の根幹については変更せず、基本的に現基本計画全体を延長・継続する。
- ② 現基本計画期間中を中心に各種データを整理し、令和8年度と令和9年度の重要業績評価指標（KPI）の年度目標値を設定し、また、延長期間内に早急に取り組むべき施策を位置付ける。

- ③ 早急に取り組むべき施策は、特に取り組みを強化すべき施策（現基本計画期間中の重要業績評価指標（KPI）に係る実績値の伸び悩みがみられる項目）と新たに位置付ける施策とし、基本計画では方向性や取り組み例等を記載し、具体的な取り組み事業は、各年度の事業計画において推進する。

そのため、第5次経営改善計画（延長追加版）は、「経営方針」や「経営効率化・安定化に向けた取組み」を始め、令和5年度～令和7年度を計画期間とする第5次経営改善計画（以下、「現経営改善計画」という。）を基本的にそのまま延長・継続します。

その上で、第4次基本計画（延長追加版）において新たに設定した令和8年度・令和9年度の重要業績評価指標（KPI）の年度目標値及び延長期間内に早急に取り組むべき施策を現経営改善計画に追加する方法により反映させます。したがって、第5次経営改善計画（延長追加版）では、現経営改善計画の目次に従い、追加が必要な事項のみを記載します。

同様に、計画の進行管理については、重要業績評価指標（KPI）の年度目標値の達成状況を把握するとともに、現経営改善計画の取り組み項目の延長期間分を進行管理表に追記する一方で、早急に取り組むべき施策に係る具体的な取り組み事業は各年度の事業計画において推進します。

なお、第5次経営改善計画（延長追加版）に関する千葉市中長期的な高齢者施策の指針や千葉市高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)等の改訂に際してはそれに従い、必要な施策等については各年度の事業計画において対応することとします。

IV 新たな経営改善計画の策定

2 重要業績評価指標 (KPI) による数値目標の設定

※以下の各表の暫定値は、令和8年1月末日現在値

(1) 会員数、女性会員数、入会者数、退会者数（会員数は各年度末の数値）

	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	暫定値
会員数	2,103	2,050	2,208	(2,130) ※2,250	2,253	(2,250) ※2,330	2,300
うち女性会員数	654	580	719	(620) ※680	724	(680) ※750	751
(女性会員数割合%)	(31.1)		(32.6)		(32.1)		(32.7)
入会者数	414	360	508	380	442	400	375
退会者数 (差引数)	323 (91)	320	408 (100)	300	397 (45)	280	328 (47)

※現基本計画の最終目標値を令和6年度に前倒し、令和7年度は新たに設定

[現経営改善計画での目標値設定方法]

- ・会員数：コロナ感染症の影響がなかった平成30年度末相当数を最終目標
- ・女性会員数：女性会員割合を令和3年度末28%から最終目標30%
- ・入会者数：会員数最終目標2,250人の達成のため年々増により最終目標400人
- ・退会者数：毎年度の施策により年々減により最終目標280人

【延長期間の目標値・設定方法】

(人)

	令和8年度(末)	令和9年度(末)
会員数	2,410	2,490
(うち女性会員)	810	830
入会者数	455	470

○会員数

令和6年度末の会員数2,253人は粗入会率（会員数/60歳以上人口）が、0.71%と全国的に低い状況（令和6年度指定都市平均1.07%）にあるため、粗入会率を毎年0.02ポイント増加させる

○女性会員数

女性会員割合を、早期に33.3%（3人に一人は女性）とする

○入会者数

令和4年度から令和6年度までの入会者数平均に、会員数の目標増加率を加える

○退会者数

退会する会員の約74.1%が、センターの活動では減らすことができない病気、死亡や他での就職などを理由としているため、目標値は設定しない

(2) 就業延人員、契約金額、新規契約件数（受託事業、派遣事業）

①就業延人員（受託事業、派遣事業）

（人日）

	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	暫定値
受託事業	187,749	190,700	188,767	202,400	188,649	216,000	147,656
派遣事業	16,672	18,100	19,545	19,800	19,959	21,700	19,179

【現経営改善計画での目標値設定方法】

- ・受託事業：会員数の伸びと施策の効果から最終目標を 216,000 人日
- ・派遣事業：第3次基本計画期間中の 10%増/年度から最終目標を 21,700 人日

【延長期間の目標値・設定方法】

（人日）

	令和8年度	令和9年度
受託事業	209,000	219,000
派遣事業	23,800	26,000

○受託事業

現経営改善計画での目標値に対する実績値の伸び悩みがみられるため、新たに、会員の就業率平均（就業実人員/会員数）を徐々に増やし、就業延人員の就業実人員に対する平均割合（就業延人員/就業実人員）を乗じて就業延人員とする

○派遣事業

現経営改善計画の目標値設定方法と同じく 10%/年度の伸び率とする

②契約金額（受託事業、派遣事業）

（百万円）

	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	暫定値
受託事業	875.7	870	909.2	930	937.8	1,000	776
派遣事業	96.5	95	116.6	100	123.9	105	126

【現経営改善計画での目標値設定方法】

- ・受託事業：就業延人員の増等から最終目標を 10 億円
- ・派遣事業：就業延人員の増等から最終目標を 1 億 500 万円

【延長期間の目標値・設定方法】

	令和8年度	令和9年度
受託事業	1,010	1,050
派遣事業	140	153

○受託事業・派遣事業

就業延人員目標値に、契約金額に対する就業延人員の平均割合（契約金額/就業延人員）を乗じて目標契約金額とする

③新規契約件数（受託事業、派遣事業） (件)

	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	暫定値
受託事業	1,004	1,100	1,080	1,200	944	1,350	741
派遣事業	12	8	14	9	6	10	25

[現経営改善計画での目標値設定方法]

- ・受託事業：コロナ感染症の影響のなかった2018(平成30)年度相当数を最終目標
- ・派遣事業：第3次基本計画期間中の最多契約数10件を最終目標

【延長期間の目標値・設定方法】

	令和8年度	令和9年度
受託事業	1,175	1,350
派遣事業	11	12

○受託事業

現基本計画での目標値に対する実績値の伸び悩みがみられるため、現基本計画の最終目標を継続し、新規契約に努める

○派遣事業

令和4年度から令和6年度までの実績値をもとに、着実に新規契約を増やす

(3) 重篤事故数、障害事故数（就業中、就業途上）、賠償事故数 (件)

	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	暫定値
重篤事故	0	0	0	0	0	0	0
就業中傷害事故	10	5	8	5	15	5	10
就業途上傷害事故	2	2	7	2	3	2	5
賠償事故	14	6	6	6	10	6	14

[現経営改善計画での目標値設定方法]

- ・重篤事故数：期間中0件
- ・就業中傷害事故数：第3次基本計画期間中の最低件数7件より少ない5件
- ・就業途上傷害事故数：第3次基本計画期間中の最低件数3件より少ない2件
- ・賠償事故数：第3次基本計画期間中の最低件数7件より少ない6件

【延長期間の目標値・設定方法】

	令和8年度	令和9年度
重篤事故	0	0
就業中傷害事故	5	5
就業途上傷害事故	2	2
賠償事故	6	6

○重篤事故数・就業中傷害事故数・就業途上傷害事故数・賠償事故数

延長期間に、目標値の件数を引き上げることは望ましくないため、いずれも現経営改善計画と同じ目標値とし、事故発生件数低減に努める

(4) Smile to Smile 登録会員数

業務の効率化を図るためデジタル化を推進するにあたり、会員のデジタル利用の促進について新たに目標を設定する

(実績値) 令和5年度 26.0% 令和6年度 37.1%

令和7年度(暫定値) 41.1%

※Smile to Smile は令和5年8月導入

	令和8年度	令和9年度
登録会員数割合	57%	66.7%

○登録会員数割合

これまでの進捗状況も踏まえ、登録者割合を早期に66.7%(3人に2人)とする

V 基本方針実現のための取り組み

5 延長期間内に早急に取り組むべき施策

(1) 特に取り組みを強化すべき施策

①安全就業の更なる強化

現経営改善計画の重要業績評価指標（KPI）「3 重篤事故数、傷害事故数（就業中、就業途上）、賠償事故数」は、全件事故数が各年度の目標値を大幅に上回ってしまっていますが、多く発生する事故を1件でも減らせるよう取り組みます。

<取り組み例>

- ・フレイル予防の啓発
- ・ホームページや広報媒体への発生状況やチェックリスト等の掲載
- ・自転車乗車中のヘルメット着用・保険加入の勧奨

②就業機会の更なる拡大（就業延人員・新規契約数）

現経営改善計画の重要行政評価指標（KPI）「2 就業延人員（受託事業）、新規契約件数（受託事業、派遣事業）」は、各年度の目標値に対する実績値がほぼ未達の状況にあります。

いずれの項目も地道な取り組みの積み重ねであるため、急速に拡大できる特効薬はないものの、PDCA サイクルを活用した新規・拡充事業等を各年度事業計画に盛り込んで実施していきます。

<取り組み例>

- ・会員キャリア登録シートの受注活用
- ・受注に対するマッチング状況のデータ化
- ・ホームページ等からの受注の拡大

(2) 延長期間内に新たに取り組むべき施策

①デジタル化の推進

受注の拡大や会員の利便性の向上、業務の効率化等を図るためシルバー事業のデジタル化を推進する。新たに重要業績業務評価指標（KPI）を設定し、会員のデジタル利用について、一つの見える化を図るとともに、他都市センター等の事例など有用な情報の実装に向け取り組んでいきます。

<取り組み例>

- ・入会説明会における Smile to Smile 登録案内
- ・スマホ教室等への参加促進
- ・事務局内業務の非デジタル業務のチェック

②センター事務所の移転への対応

現在、千葉市において、千葉中央コミュニティセンター（千葉市役所向かい）の減築大規模改修工事が進められており、令和10年4月（予定）の供用開始時には、センターの事務所が入居することとなっています。今後、必要な情報を会員にお知らせしていくとともに、移転に際して事故なく円滑に行われるよう計画的な準備を進めます。

<取り組み例>

- ・ 移転計画の策定
- ・ 千葉市、システム会社等との協議・調整

③新公益法人制度への対応

財務規律の柔軟化・明確化、自律的ガバナンスの充実・透明性の向上等を目的に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が、令和7年4月1日改正・施行されました。

改正法では、中期的収支均衡（黒字は5年間で解消、過去の赤字と通算可など）、処分庁への手続の簡素化・合理化（事業変更の多くが、事前認定から事後変更届へなど）、自律的ガバナンスの充実・透明性向上（外部理事・監事の導入や情報開示の強化など）を柱としています。

法律等の改正に伴い、特に新会計基準基準（「わかりやすい財務諸表」への見直しなど）への対応は、3年間の移行期間（令和10年度事業開始時までに移行）終了までに移行することが必要であり、計画的に適切に対応していきます。

<取り組み例>

- ・ 新基準等の適用開始が内容により異なるため、移行時期の正確な把握と適切な対応
- ・ 幅広い情報収集によるスケジューリング

(3) 基本方針との関連付け

延長期間内に新たに取り組むべき施策等は、4つの基本方針及び基本方針実現のための取り組み（施策の展開）に含め、各年度の事業計画等における新規・拡充事業等により取り組みを強化します。

安全就業の更なる強化	基本方針3 安全・適正就業の推進
就業機会の更なる拡大 (就業延人員・新規契約数)	基本方針2 就業機会の拡大
センター事務所の移転への対応	基本方針4 事業推進体制の強化
新公益法人制度への対応	基本方針4 事業推進体制の強化

従って、計画の進行管理も、基本的に新たに取り組むべき施策等を含めた4つの基本方針と施策の展開ごとに行っていきませんが、「デジタル化の推進」は、横断的に状況を把握していくことも必要と考えられますので、「デジタル化の推進」として進行管理を行うこととします。なお、その際に、必要に応じて、4つの基本方針と施策の展開へも再掲を行います。主な再掲場所は、以下のとおりです。

デジタル化の推進	基本方針 2 就業機会の拡大 (2) 就業提供・マッチングの強化 (4) スキルアップの推進 (5) 発注者の満足度アップのための取り組み
	基本方針 4 事業推進体制の強化

(参考) 基本方針と施策の展開

- 1 会員の増強
 - (1) 入会の促進
 - (2) 退会の抑制
 - (3) 女性会員の拡大と活躍の推進
 - (4) 会員相互の交流促進
- 2 就業機会の拡大
 - (1) 就業開拓の強化
 - (2) 就業提供・マッチングの強化
 - (3) 労働者派遣事業の推進
 - (4) スキルアップの推進
 - (5) 発注者の満足度アップのための取り組み
 - (6) 独自事業の推進
 - (7) 地域貢献活動の推進
- 3 安全・適正就業の推進
 - (1) 安全就業の強化
 - (2) 安全意識の高揚
 - (3) 健康管理の推進
 - (4) 適正就業の推進
- 4 事業推進体制の強化
 - (1) 会員組織の充実
 - (2) 多様な声を活かした事業運営の推進
 - (3) イメージアップのための戦略的な広報活動の推進
 - (4) 事務局体制の充実
 - (5) 関係機関・団体等との連携強化

VII 計画の進行管理

計画期間の目標及び具体的取り組みの進捗状況について、次に示す進行管理表に基づき管理するとともに、センターを取り巻く社会情勢の変化などにより、必要に応じて本計画は見直すこととします。

< V-1 会員の増強 >

(1) 入会の促進

※上段：目標／下段：実績

取り組み項目	R5	R6	R7	R8	R9
①センターの魅力を知ってもらい、選んでもらうための積極的かつ戦略的な情報発信	調査・研究	実施	➡	実施	➡
	一部実施	一部実施			
②入会しやすい環境の拡充	実施	➡	➡	実施	➡
	一部実施	一部実施			
③「1会員1勧誘運動」の取り組み促進のための仕組みづくりの検討	調査・研究	検討	一部実施	検討	一部実施
	調査・研究	調査・研究			

(2) 退会の抑制

①会員としてのメリットを享受できる、新たな会員制度の検討	調査・研究	検討	➡	検討	一部実施
	調査・研究	調査・研究			
②会員の就業ニーズや技術・技能の的確な把握及びこれを活かした就業相談・提供の実施	調査・研究	検討	一部実施	実施	➡
	調査・研究	一部実施			

(3) 女性会員の拡大と活躍の推進

①女性に特化した入会促進策の推進	実施	➡	➡	検討	一部実施
	調査・研究	調査・研究			
②女性会員に対する相談体制の拡充、女性会員にとって魅力的で特性を生かせる新たな就業開拓の推進	調査・研究	検討	実施	検討	一部実施
	調査・研究	調査・研究			

③女性会員の活躍推進に係る組織の設置	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
④女性にとって魅力的なセンター情報の発信	調査・研究	実施	➡	実施	➡
	一部実施	一部実施			

(4) 会員相互の交流促進

①趣味のグループ・サークル等の結成や活動の促進	実施	➡	➡	実施	➡
	一部実施	一部実施			

< V-2 就業機会の拡大 >

(1) 就業開拓の強化

取り組み項目	R5	R6	R7	R8	R9
①社会経済状況やニーズ、会員の希望やキャリア等にマッチした就業開拓の推進	調査・研究	検討	実施	実施	➡
	一部実施	一部実施			
②依頼者に対する積極的かつきめ細やかなPRの推進	調査・研究	検討・協議	実施	➡	➡
	一部実施	実施			
③「1会員1就業開拓」を促進するための仕組みづくりの検討	調査・研究	検討	協議	実施	➡
	調査・研究	実施			

(2) 就業提供・マッチングの強化

①「(仮称) 会員キャリア登録シート」を活用した就業提供や就業相談等の充実	協議	一部実施	実施	実施	➡
	一部実施	一部実施			
②新たな職種へのチャレンジのための環境の整備	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			

③アンマッチングについての事例研究及び対策の検討	調査・研究	検討・協議	➡	検討・協議	実施
	調査・研究	調査・研究			

(3) 労働者派遣事業の推進

取り組み項目	R5	R6	R7	R8	R9
①積極的な労働者派遣事業の推進	実施	➡	➡	➡	➡
	一部実施	実施			

(4) スキルアップの推進

①会員の技術・技能等向上のための研修会・講習会等の充実	実施	➡	➡	➡	➡
	一部実施	実施			
②会員自らがスキルアップに取り組むことを後押しする仕組みについての調査・研究	調査・研究	検討・協議	➡	検討・協議	➡
	調査・研究	調査・研究			

(5) 発注者の満足度アップのための取り組み

①発注者へのアンケート調査及び訪問の実施	継続	調査・分析	実施	➡	➡
	実施	実施			

(6) 独自事業の展開

①既存の独自事業の充実	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
②新たな独自事業の開発	検討	協議	➡	検討・実施	➡
	検討・実施	検討			

(7) 地域貢献活動の推進

①ワンコインサービス事業の拡充	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
②空き家対策事業の充実	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
③指定生活援助型訪問サービス事業の拡充	実施	➡	➡	➡	➡

	一部 実施	実施			
④新たな地域貢献活動事業開発の検討	調査・ 研究	検討・ 協議	➡	➡	➡
	調査・ 研究	検討・ 協議			

< V-3 安全・適正就業の推進 >

(1) 安全就業の強化

取り組み項目	R5	R6	R7	R8	R9
①安全就業実施計画に基づく取り組みの推進及び安全パトロールの拡充	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
②安全に関する研修会・講習会等の開催	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
③事故情報の収集・分析、再発防止策の検討・実施	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
④就業途上等の交通事故防止対策の取り組み	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			

(2) 安全意識の高揚

①会員一人ひとりの安全意識を高めてもらうための取り組みの強化	実施	➡	➡	➡	➡
	一部 実施	実施			

(3) 健康管理の推進

①健康管理に対する意識の向上を図るための取り組み強化	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
②会員自らが行う健康づくり活動等の促進	調査・ 研究	検討・ 協議	➡	実施	➡
	一部 実施	一部 実施			

(4) 適正就業の推進

①適正就業に関する意識の醸成及び適正就業の徹底	実施	➡	➡	実施	➡
	一部 実施	一部 実施			
②ワークシェアリングの推進	調査・ 研究	検討・ 協議	➡	➡	➡

	調査・研究	実施			
--	-------	----	--	--	--

< V-4 事業推進体制の強化 >

(1) 会員組織の充実

取り組み項目	R5	R6	R7	R8	R9
①職群班拡充の検討	調査・研究	検討・協議	➡	➡	➡
	検討・協議	➡			
②職群班長連絡協議会の活性化	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			

(2) 多様な声を活かした事業運営の推進

①多様な人材の役員への登用	実施	➡	検証	実施	➡
	実施	➡			
②女性会員の声を活かした事業運営の推進	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			

(3) イメージアップのための戦略的な広報活動の推進

①計画的・総合的・戦略的な広報活動の展開	調査・研究	協議	実施	実施	➡
	調査・研究	一部実施			

(4) 事務局組織の充実

①人員や組織体制等の見直し・強化	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
②事務局職員の育成	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
③新たな制度等への適切な対応及び費用対効果等を踏まえた業務の見直し	実施	調査・協議	見直し	実施	調査・協議 見直し
	一部実施	一部実施			

(5) 関係機関・団体との連携強化

①市や関係機関・団体等との緊密な連携の推進	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
②県連合会や他のセンターとの一層の連携強化	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			

<VI-1 経営の効率化>

(1) 事業の効率化

取り組み項目	R5	R6	R7	R8	R9
①アウトソーシングの活用	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			
②契約に係る積算根拠等の確認	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			
③契約事務の適正な履行	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			
④情報セキュリティ対策の向上	調査・ 検討	実施	➡	調査・ 検討	実施
	調査・ 検討	調査・ 検討			

(2) 事業評価の実施

①市民満足度調査の実施	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			
②計画達成状況の自己評価	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

(3) 収入の確保

①事務費収入の増収及び新たな独自事業の展開	一部 実施	調査・ 検討	一部 見直し	一部 見直し	一部 検証
	一部 実施	調査・ 検討			
②基準単価の適正な設定	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			
③会費収入の増収及び寄付金収入の確保	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

<VI-2 組織・運営体制>

(1) 組織の簡素化

取り組み項目	R5	R6	R7	R8	R9
①役員構成等の見直し	実施	➡	調査・ 検討	検証	実施
②事務局組織の見直し	実施	➡	➡	➡	➡

(2) 役員の登用

①業務執行理事に係る多用な人材の活用	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

②千葉市に対する常勤役員の推薦依頼	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

(3) 経理責任の明確化

①代表理事及び業務執行理事の職務権限等の明確化	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

(4) 職員の雇用

①非常勤職員に係る多様な勤務形態等	実施	➡	➡	➡	➡
	実施	➡			
②固有職員の長期的採用計画	実施	➡	調査・ 検討	実施	➡
	実施	➡			
③有期労働契約の無期転換に係る対応	継続	➡	調査・ 検討	継続	➡
	継続	➡			

(5) 透明性の確保

①適切な情報開示	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

(6) 個人情報の保護等

①適切な個人情報保護	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			
②情報セキュリティの見直し	調査・ 検討	実施	➡	調査・ 検討	実施
	調査・ 検討	調査・ 検討			

(7) 財務に関する事項

①会計基準に基づく適切な会計処理	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			
②財務に関する適切な内牽制	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

(8) 資金運用

①資金運用に係る検討	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

(9) 市民の利便性の向上

①利用手続きの見直し	一部 実施	検討	実施	検討	一部 実施
	調査・	調査・			

	研究	研究			
--	----	----	--	--	--

(10) 市内産業の振興

①市内産業の振興	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

(11) 暴力団排除

①暴力団の排除	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

(12) 環境への配慮

①環境への配慮	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

<VI-3 人事・給与制度>

(1) 勤労意欲を高める人事・給与制度

取り組み項目	R5	R6	R7	R8	R9
①人事考課マニュアルに基づく勤務評定	検討	協議	実施	検討	協議
	検討	検討			

(2) 給与体系

①給与表の改正等	検討	➡	➡	検討	➡
	検討	検討			

(3) 退職給付引当金

①退職給付引当資産の積立	継続	➡	➡	➡	➡
	継続	➡			

(4) 人材育成

①関係団体との人事交流	検討	➡	➡	検討	➡
	検討	検討			
②人材育成計画の策定	継続	➡	➡		